

マネックスセゾンカード特約

第1条(名称)

本カードはマネックス・ビーンズ証券株式会社(以下「マネックス」といいます。)と株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が提携して、キャッシュカード機能部分はマネックスが、クレジットカード機能部分は当社が提供し、当社が発行するもので、マネックスセゾンカードと称します。

第2条(会員)

本カードは、マネックスにマネックス証券総合取引口座を有する方本人で、本特約及びセゾンカード規約、マネックス証券総合取引口座規定、マネックスのカード規定を承認のうえマネックス及び当社(以下「両社」といいます。)に対する入会の申込みを行い、両社が認めた方を会員とします。

第3条(キャッシュカード機能)

(1)本カードには、マネックスの認定を受け、マネックスの責任のもとに提供するマネックスカード機能を付与します。

(2)会員には、マネックスカード機能部分については、優先的に本特約及びマネックスのカード規定が適用され、これらに従うことをご承認いただきます。

第4条(カード貸与の特例)

マネックスに本カードを提出する場合を、セゾンカード規約第2条(1)(2)の例外とします。

第5条(更新時の特例)

本カードがセゾンカード規約第3条(2)により更新された場合、更新前カードのキャッシュカード機能につきましては、マネックス所定の一定期間経過後、又は更新後の本カードの第1回使用時のいずれか早い時期から使用できなくなるものとします。

第6条(届出事項変更の届け先等)

(1)会員の住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合の届出及び紛失、盗難等の届出は、マネックスカード規定並びにセゾンカード規約に基づき両社に行っていただきます。

(2)前項の届出を怠った結果、両社に届出のない会員の住所、氏名宛に通知書又は請求書等を発送した場合には、それらが延長し又は到着しなかったときでも、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。なお、本カードの発送の場合で、本カードが到着しなかったときには、両社所定の期間経過後は、本カードの機能が使用できなくなること及び、本カードの機能の提供を受けるために、両社所定の手続が必要なことを会員にはご承認いただきます。

第7条(会員資格喪失時の特例)

(1)セゾンカード規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、マネックスによるキャッシュカード機能のご提供も中止させていただくことをご承認いただきます。

(2)マネックス証券総合取引口座を解約された場合、本カードの会員資格は喪失となります。

第8条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

マネックスカード利用規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、マネックス証券株式会社(以下「当社」といいます。)が発行するマネックスカード(クレジットカード等との一体型カードである場合があります。以下「カード」といいます。)の利用について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(カードの利用)

第2条 お客様は、当社の設置する現金自動入出金機(ATM)、または、当社が提携する銀行その他の金融機関等(以下「提携先」といいます。)の設置するATMにおいて、カード確認のうえ入力された暗証番号がお届出の暗証番号と一致した場合に、カードを用いて当該ATMを利用することができます。

ただし、提携先のATMについては、当社のATMにおいてご利用いただけるサービスの一部がご利用いただけない場合があります。また、当社はおお客様に通知することなくATMでのサービス内容を変更することがあります。

(ATM利用手数料)

第3条 ATMを利用して入出金する場合には、当社および提携先所定のATMの利用に関する手数料(以下「ATM利用手数料」といいます。)をいただきます。

(取扱要領)

第4条 1 ATMにより現金を入金するときは、カードと現金を挿入し、操作画面の案内に従って操作してください。ただし、ATMでの入金には当社が定めた券種・枚数および金額の範囲内とします。

2 ATMにより現金を引出すときは、カードを挿入し、操作画面の案内に従って操作してください。ただし、ATMでの出金は当社が定めた金額の範囲内とします。

(カードの喪失・届出事項の変更)

第5条 1 カードを喪失したとき、または、氏名、暗証番号、その他の届出事項を変更するときは、直ちにお客様ご自身がその旨を所定の手続により当社にお届けください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

2 カードを喪失した場合のカードの再発行は、当社が定める所定の手続に従って行います。この場合、当社所定の再発行手数料をいただくことがあります。また、再発行にあたっては、相当の期間をおき、さらに保証人を求めることがあります。

(暗証番号照合等)

第6条 1 カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。

2 当社が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して現金の支払をしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社および提携先は責任を負いません。

(ATMへの誤入力等)

第7条 ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、提携先のATMを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

(解約等)

第8条 1 お客様が当社証券総合取引口座を解約される場合、または、カードの利用を取りやめられる場合には、お客様の責任のもとに、カードをはさみ等で切断のうえ廃棄していただきます。

2 お客様の当社との全ての取引が終了し、かつ当社が定める一定期間が経過した場合には、カードの利用ができなくなることがあります。

3 カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求があり次第直ちにカードを当社に返却していただきます。

(譲渡・質入等の禁止)

第9条 カードは当社がおお客様に貸与しているものであり、カードを第三者に譲渡、質入または貸与することはできません。

(約款等の適用)

第10条 この規定に定めのない事項については、当社の「証券総合取引約款」、その他の当社約款・規定に従うものとします。

(本規定の変更)

第11条 この規定は、法令の変更もしくは監督官庁の指示又は金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上